

被災地域交流拠点施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、東日本大震災による被災市町（以下「被災市町」という。）及び被災地域の自治組織（以下「自治組織」という。）が、被災地域の住民交流や住民主体の地域活動の拠点となる施設の整備や地域活動の活性化を推進するための取組を実施するために要する経費について、予算の範囲内において被災地域交流拠点施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「東日本大震災による被災市町」とは東日本大震災による津波浸水被害が発生した市町を、「被災地域交流拠点施設」とは被災地域において地域住民がコミュニティの再生・構築，教育，学術，文化，地域産業の振興及び地域防災力の向上等に関する各種交流活動を行う施設をいう。

(補助対象事業等)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は以下のとおりとし、事業内容，補助対象経費，補助額，補助限度額及び事業要件等は、別表のとおりとする。

- (1) 被災地域交流拠点施設整備事業
- (2) 被災地域交流活動活性化推進事業

(間接補助)

第4 自治組織が行う事業に対する補助金の交付は、当該自治組織の主たる所在地の市町長の申請に基づいて行うものとする。

なお、自治組織は次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 被災市町において、単独又は複数の集落や自治会等の地域住民で組織された団体又は地域振興に寄与することを目的として組織された住民団体
- (2) 規約を有し、事業責任者，会計責任者等を明確にした事業体制を整えた団体

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

第6 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第1号別紙1）
- (2) 申請額算出内訳書（別記様式第1号別紙2）
- (3) 収支予算書（別記様式第1号別紙3）
- (4) 自治組織の規約（自治組織が事業を行う場合のみ添付）
- (5) その他知事が必要と認めるもの

（交付の条件）

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、別記様式第2号により、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更
 - ロ 補助対象経費の20%以上の増減を伴う変更
 - ハ 補助対象事業の内容の重大な変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

第9 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第4号別紙1）
- (2) 精算額算出内訳書（別記様式第4号別紙2）
- (3) 収支精算書（別記様式第4号別紙3）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

（補助金の交付方法）

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払いにより交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号に

よるものとする。

(間接補助金の交付)

第11 補助金の交付を受けた被災市町の長は、補助事業を行う自治組織に対して、この要綱の各規定に準じて補助金を交付するものとする。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第12 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が50万円以上のものとする。

2 規則第21条ただし書きの規定により前項の財産が処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(書類の備付け等)

第13 被災市町の長及び自治組織は、第12第2項の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を別記様式第6号により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3関係）

補助事業名	補助事業内容	事業種目	補助対象経費	補助率及び補助限度額	事業要件等
被災地域交流拠点施設整備事業	被災市町又は被災市町が補助する自治組織が行う、被災地域における地域コミュニティの再生・構築、教育、学術、文化、地域産業振興及び地域防災力向上等に関する各種交流活動を行う拠点施設の整備、改築改修及び初度備品に要する経費を補助するもの。	地域コミュニティ拠点タイプ	被災地域交流拠点施設を整備するための経費とする。 タイプ別の補助率、補助上限額等は右欄のとおりとする。	1 補助率 10/10 2 補助限度額 上限25,000千円	1 補助要件 被災地域交流拠点施設の設置に当たっては、次に掲げる部屋等を設けなければならない。 (1) 集会所 (2) 便所（車いす対応を含む。） (3) 倉庫 (4) 団らん室 (5) 複合機能拠点タイプの整備に当たっては、(1)～(4)のほか、地域活動の活性化に寄与する設備を設けることとする。 2 補助対象経費 被災地域における地域コミュニティの再生・構築、教育、学術、文化、地域産業振興及び地域防災力向上等に関する各種交流活動を行うために必要な施設の建設に要する経費。 3 他補助事業との併用 被災地域交流拠点施設の設置に当たっては、当事業の目的達成が確保される場合に、他の補助事業との併用（合築）を可能とする。 この場合、対象事業費の算定等については、当該関係事業交付要綱等の定めによるものとする。 4 対象外経費 (1) 既存施設の修繕、購入、撤去・処理等に要する経費 (2) 用地購入に要する経費 (3) 外構に要する経費 (4) 設計に要する経費 (5) その他、知事が不適切と認める経費
		複合機能拠点タイプ		1 補助率 10/10 2 補助限度額 上限50,000千円	
		施設機能強化タイプ	既存の被災地域交流拠点施設の機能強化を目的として当該施設を改修するための経費とする。	1 補助率 10/10 2 補助限度額 上限10,000千円	1 補助要件 被災市町又は被災地域の自治組織が設置主体であり工事竣工を確認するための建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第7項による検査済の施設を対象とした改修であることを要件とする。 2 補助対象経費 既存施設が有する交流拠点機能を強化するために必要な施設の改修に要する経費。 3 対象外経費 (1) 既存施設の修繕、購入、撤去・処理等に要する経費 (2) 用地購入に要する経費 (3) 外構に要する経費 (4) 設計に要する経費 (5) その他、知事が不適切と認める経費
		初度備品整備	被災地域交流拠点施設に必要とされる初度備品を整備するための経費とする。	1 補助率 10/10 2 補助限度額 被災地域交流拠点施設の整備又は改築改修に要する経費の3%以内	1 補助要件 当事業において被災地域交流拠点施設の整備又は改築改修を行うことを要件とする。 2 補助対象経費内訳 地域住民が当該施設を活用する際に必要となる備品を対象とする。 例：テーブル、机、椅子、冷暖房機、掲示ボード など
被災地域交流活動活性化推進事業	被災市町又は被災市町が補助する自治組織が行う、被災地域交流拠点施設を利用した住民主体の活動を実施するための経費を補助するもの。		当事業により整備する被災地域交流拠点施設を利用して行う、地域コミュニティの再生・構築、教育、学術、地域産業の振興及び地域防災力の向上等を目的とした住民主体の交流活動を実施するための経費	1 補助率 10/10 2 補助限度額 上限1,000千円	1 補助対象事業 (1) 住民相互の近隣住民とのふれあい交流事業 例：囲碁、将棋、手芸、民謡その他趣味活動、料理教室、親子教室、敬老会、カラオケ大会、夏祭り、バザー等 (2) 高齢者等の生活支援事業 例：友愛訪問、高齢者等への食事サービス、生活相談、健康講座、リハビリ教室、介護実習、小規模作業所等 (3) ボランティア活動事業 例：情報提供、生活支援活動、清掃活動、広報活動、イベント企画等 (4) その他地域活動の活性化に資する事業 例：地域のまちづくり勉強会、講習会、防災訓練等 2 補助対象経費内訳 事業実施に直接要する経費のほか、光熱水費、消耗品費を含む。 3 補助対象外経費 知事が不適切と認める経費